

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	20-1
処分の種類	法定義務履行のための措置命令			
根拠法令条例等・条項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 第5条第2項			
処分の概要	法で定める管理基準に従った家畜排せつ物の管理を行うよう法第5条第1項に基づき行った勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置を取るべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>参考 同法施行規則第1条 (管理基準) 第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。) 第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準</p> <p>イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。</p> <p>ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。</p> <p>二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準</p> <p>イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。</p> <p>ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。</p> <p>ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。</p> <p>ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。</p>			
基準の制定根拠				